

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を静岡県静岡市内に置く。

(目的)

第3条 この会は、静岡県パラスポーツ推進協議会の提言を受けて、パラスポーツの推進策を実践・支援し、東京2020パラリンピック競技大会のレガシーを創出するとともに、パラスポーツを通じて共生社会の実現やSDGs（「持続可能な開発目標」をいう。）の達成などの社会課題を解決することにより、スポーツを通じた多様性のある社会を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各会員におけるパラスポーツの振興
- (2) 会員間で共通する課題に対する解決策等の検討及び取組
- (3) 会員間の課題・研究等の情報共有、相互啓発、連携強化
- (4) パラスポーツの取組事例の情報発信・展開・普及
- (5) 前各号に掲げるもののほか本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 この会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同する地域団体、企業、スポーツ関係団体、医療・リハビリ機関、福祉団体、教育機関、パラスポーツファン、アスリート、指導者、有識者等の団体又は個人
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同する国、地方公共団体及び事業を賛助するために入会した団体又は個人

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書（電子媒体を含む。）を会長に提出し、企画委員長の承認を受けなければならない。企画委員長は、企画委員会において新規会員の入会について報告するものとする。

(会費)

第7条 正会員は、別表に定める会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、会費を支払う義務を負わない。

(退会)

第8条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届け出なければならない。

2 会費を支払う義務を負う会員が、正当な理由なく会費未納があった場合、会長は当該年度の最終日(3月31日)をもって、当該会員を退会させることができる。

再入会を妨げるものではない。

3 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 役員等(会員が個人である場合にはその者を、会員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第3章 役員等

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 監事 1名
- 2 役員は、総会において会員の互選により選任する。

(会長等)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時においては、会長が指名した副会長が、その会務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、企画委員会の議決に基づき、この会の会務を行う。
- 4 監事は、この会の決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について随時に監査することができる。

(役員の解任)

第11条 第9条に定める役員は、総会の議決によって解任することができる。

(顧問)

第12条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、企画委員会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は企画委員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(報酬)

第14条 役員はいずれも無報酬とする。

第4章 組織

(総会)

第15条 この会に総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成し、年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、この会の事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。
- 4 総会は、執行機関たる企画委員会の構成員として企画委員を選任する。
- 5 総会は、会員の過半数の出席（オンライン参加、代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。

6 総会の議事は、出席者（代理出席、委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 総会は、会長が招集し、議長を務める。

（企画委員会）

第16条 この会に執行機関として企画委員会を置く。

2 企画委員会は、総会において選任された企画委員により構成する。

3 企画委員会は、次の職務を行う。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) ワーキンググループの設置に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 企画委員会は、委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。

5 企画委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

6 企画委員会の委員長は、専務理事をもって充てるものとする。

7 企画委員長は、必要があると認めるときは、企画委員会に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

8 その他必要な事項は、企画委員長が企画委員会の議を経て別に定める。

（ワーキンググループ）

第17条 第3条の事業を行うため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、その活動の円滑な推進を図るため、企画委員会の議を経て費用の負担、方針の決定その他について自ら規程を定めることができる。

（事務局）

第18条 この会の事務を処理するため、公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会に事務局を置く。

第5章 会計

（会計年度）

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

（運営財源）

第20条 この会の運営財源は、会員が負担する会費その他収入をもって充てる。

第6章 その他

(情報の利用制限)

第21条 会員は、企画委員会が承認した場合を除き、コンソーシアムの活動を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとする。

(損害賠償)

第22条 この会が会員を対象に実施する事業等により生じうる一切の損害（精神的苦痛、人材等の派遣の際に生じた事故、又はその他の金銭的損失を含む一切の不利益）について、静岡県及びコンソーシアム会員は負担しない。

(雑則)

第23条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、企画委員会において定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年8月30日より施行する。
- 2 設立年度の会計年度は、設立日から翌年3月31日までとする。
- 3 設立年度における第13条に定める役員の任期は、2年以内に開催する定期総会までの任期とする。
- 4 この会の最初の会長は中西勝則及び副会長は大須賀紳晃、出野勉とする。
- 5 この会の最初の専務理事は杉山金吾とする。
- 6 この会の最初の監事は秋本啓子とする。

附 則

この規約の改正は、令和6年5月27日より施行する。
この規約の改正は、令和7年6月5日より施行する。

別表

区分		年会費
正会員	団体会員	10,000円／1口
	個人会員	2,000円／1口